

世帯と人口
12月中の人口動態

	男	女	計
転入	19	21	40
転出	17	11	28
出生	5	2	7
死亡	2	4	6
差引	5	8	13
1月1日現在人口			
男			2,882
女			2,919
計			5,801

昭和村広報

No. 3

昭和46年1月25日

発行 昭和村役場

編集 企画室

印刷 有泉堂



成人おめでとう

第24回昭和村成人式

第24回昭和村成人式は1月15日午前10時より役場において挙行されました。

当日は式典、記念撮影、茶話会、などが計画され、女子の晴着等を混えて、なごやかなうちにも意義ある成人式でした。

尚成人になられた若人は、男子64名、女子60名、計124名でした。

この意義のある成人式を迎え、この若人たちが成人になった自覚や喜びなどを持つことが、できるよう周囲の人々みんなて祝福してやろうではありませんか。

年頭のあいさつ

昭和四十六年の年の初めにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様明けましておめでとございます。輝かしい初春を迎えましてご列席の皆様とともに新春を寿ぎ、あわせて昭和村の限りなき進展をお祝いできますことは私の心から喜びとするところでございます。

私は村民各位のご支援によりまして、村政を担当させていただく

村民の皆様明けましておめでとございます。ここに希望の新春を迎えるにあたり、皆さんのご清福とご繁栄を心からお祈りいたします。

私は議長に就任以来満四年をむかえたわけですが、つねに議会の円満な運営と村政の伸展を第一義として、誠心誠意努力して参り、おかげをもちまして大過なく越年することができました。これはひ

ことになりまして初めて迎える新春でございます。毎年のことながら私たちは年の改まることも、おいおい堅い信念のほどを誓い合いますがなかなか、思うような成果をあげられないのが残念であります。



昭和村長 石原忠則

村政も昨年を振り返って見て、就任以来誠心誠意議会議員各位のご協力を得て、公約の実現に努力いたしてまいりましたが、

○人事の刷新充実による躍進村政の基礎造り

○庁舎窓口の改造による住民サービスの向上

○広報発行によるガラス張り村政の推進と村民の意志反映

○西条地域の甲府取水補償施設の解決

楽しい家庭

豊かな村づくり

○電話自動化の四十七年内実現見通し

○道路補装、興営圃場整備事業の年次計画分実施

○線引問題における市街化区域の拡大

とえに村民の皆様方の心からなるご支援とご協力のたまものと衷心より感謝の意を表するしたいでございます。

誠にとに救われ新村長誕生とともに逐次その平静を取りもとして以来、中央道、新都市法の問題をはじめ町制、電話自動化、公民館、し尿処理等、山積せる諸問題もようやく軌道にのり新年を迎えられたことは誠

ともに国及び県の施策と相まって村財政のゆるす限りにおいて最大の効果がある様な努力をするともに村民の理解あるご協力と英知とを戴きながら議会入としての職責を充分に果して参る所存でございます。

議会の円満な運営

村政の伸展

議会議長 有泉淳夫

新都市法の綱引の問題等、私どもの村政史上かつて知ることのない大きな困難にぶち当たり、不本意ながら誠に変則的な行政のなかで村長職務代理者とともに大変憂慮いたしました

に感慨無量でございますとともに村の行政にとって本当に幸せなことだと思えてなりません。

昭和四十六年は町制施行とともに本村の躍進の年として、村民の皆様方にとりまして最も良の年でありませう御祈念を申し上げます。

しかしながら村民の福祉を増進し、生活の安定を図るには山積せる諸問題の解決と

上げ、なにとぞ倍旧のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

述べて、ご挨拶いたします。

○中央道問題

○第三次甲府取水問題

○総合中学問題

等早急に解決をはからなくてはなりませんし、また、市街化に伴う農政問題など、これらはみんな年次計画によるもの、あるいは数年間を要する問題でもあり止むなく年越をいたしました。

今年には意を新たに専心、事にあたってまいり、村政発展のために全力投球をいたす決意であります。

どうか皆様の深いご理解と力強いご協力を賜りますよう切にお願ひ申し上げます。

今年はその年であり突進の年でありませう。今年は猪突猛進、猪武者であってはなりません。現在のコンピュータ時代にあつては、あらゆる情報を的確にとらえ判断して進むべきときは突進し、休むときは休み、引くべきときは躊躇なく引き下るよう

心掛け、七十年代に生きる社会人にならねば、猪のユーモラス面をも日常生活に村政運営上にも活しながら楽しい家庭、豊かな村づくりに邁進し、輝かしい昭和四十六年とするよう頑張ります。

四月一日から町制を敷くことになりました。昭和町としての出発の年でもあります。また選挙の年でもあります。

明正選挙に徹して真に地域社会のためになる人材を選出するように心掛け村民一同力をあわせて躍進の年、突進の年としようではありませんか、皆様のご健勝とご多幸をお祈りして年頭のご挨拶いたします。

.....

昭和村告示一号

地方自治法第243条の3並びに、昭和村条例第2条の定めるところによって、昭和45年4月1日より昭和45年9月30日までの歳入歳出予算の執行状況並びに、財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事情を公表します。

昭和45年12月1日

昭和村長 石原忠則

2. 住民負担の状況

(1) 一般会計 (単位 円)

村 税	負 担 金
個人村民税 4,681,630	児童措置費 3,140,660
固定資産税 10,590,670	衛生費 0
軽自動車税 2,078,300	消防費 0
計 17,350,600	計 3,140,660
(村税全体の 72%)	(総事業費の 34%)

3. 財産、地方債、及び一時借入金の現在高

(1) 財産

(イ) 土地及び建物	土地 30,692m ²	建物 7,417m ²
(ロ) 有価証券	日本電信電話債 1万円	日本勧業銀行券 1,350株
(ハ) 出資による権利		
農業信用基金		630,000円
国保診療報酬基金		369,000
甲府地区開発事業団出資金		743,000
山梨県信用保証協会寄託金		500,000
計		2,242,000

(2) 負債

(イ) 地方債

地方病溝渠改良事債	14,640,161円
義務教育施設整備事業債	26,510,528
災害復旧債	85,662
減税補てん債	4,555,801
町村道舗装整備事業債	4,574,000
計	50,366,152

(ロ) 債務負担行為額

耕地整備事業費	15,109,163円
開拓地排水事業費	3,370,690
今川かんがい排水事業費	18,743,236
圃場整備事業費	7231,000
計	44,454,089

(ハ) 一時借入金

なし

1. 歳入歳出予算の執行状況

(単位 円)

会 計 別	予 算 別	歳入総額	歳出総額
(1) 一般会計	168,799,000	95,317,704	55,311,401
(2) 国民健康保険特別会計	41,305,000	17,249,160	13,842,337
(3) 農業共済特別会計	4,899,000	1,752,593	797,514
計	215,003,000	114,319,457	69,951,252

(2) 国民健康保険特別会計

保険税 7,261,190円 (総収入の42%)

(3) 農業共済特別会計

	共済掛金	賦課金
水稻共済掛金	472,156円	97,887円
麦	0	0
春蚕	0	0
夏秋蚕	0	0
晩秋蚕	0	0
家畜	58,000	6,000
計	530,156	103,887

(ニ) 基金

国民年金印紙購入基金	300,000円
国保財政調整基金	1,973,564
中学校建設資金	2,110,000
土地開発基金	10,275,000
農作物法定積立金	14,659
農作物無事戻積立金	139,998
蚕繭法定積立金	27,233
計	14,840,454

四月より「昭和町」

昭和村は昭和十七年に旧西条村と常水村とが合併して生れ、今日までに発展してきましたが、今度昭和町として、町制を施行することとなり、県に申請いたしておりますが、十二月の県議会で町制施行が承認されましたので、今年の四月一日から、新しく昭和町として発足いたします。昭和町が今後ますます発展することを期待しましょう。

▽町章募集について

- 1、目的
本年四月一日昭和村が町制移行しますが、それを機に町名に相応しい町章を定めるものとする。
- 2、募集条件
イ、大きさ官製ハガキ大(直接ハガキ使用可)の用紙に直径五種以上の大きさの図を記し、図柄の説明を附記する
ロ、年令、住所、応募数に制限なし
ハ、入選した作品の意匠の権利は本村が有するものとする。
ニ、応募作品は返還しない。
- 3、募集期限
二月十五日事務局に到着のこと。
- 4、審査及発表
二月十八日審査会で決定、入選者には二月下旬までに直接通知する。
- 5、賞金
入選作 二万円
佳作(二点) 三千円ずつ
- 6、事務局

- 山梨県中巨摩郡昭和村役場総務課
- 7、審査要綱
1、審査員は村内各農団体長、学識経験者を村長が委嘱する。

経営規模の拡大をはかる

農地法の主な改正内容

- 2、審査員の数は二十三名とする。
- 3、審査長は村長がなる。
- 4、審査会は審査員三分の二以上の出席により成立する。
- 5、入選は多数決とし同数の場合審査長が決する。

農地法が改正され昨年十月一日から施行されました。農地法は農地の利用などをめぐる権利関係のあり方を定めた重要な法律です。そこで農地法の主な改正内容について、どうしても知っておいていただきたいことを、かいつまんでおしらせします。

農地法が改正され昨年十月一日から施行されました。農地法は農地の利用などをめぐる権利関係のあり方を定めた重要な法律です。そこで農地法の主な改正内容について、どうしても知っておいていただきたいことを、かいつまんでおしらせします。

わが国の農業は、その生産の単位が小さく経済全体の発展についていけない事は明らかな事実であります。これに対応するため、農地が規模の大きな生産性の高い経営によって、効率的に利用されるように、農地の所有と利用などについてのいろいろな規制を大幅に改めることが必要になりました。

主な改正点
1、経営面積の拡大が可能になりました。
いままでは、経営農地面積が三ヘクタール以上ある場合、それ以上農地を取得することはできませんでしたが、こんどの改正で、世帯主または世帯員が、常時農業に従事している、経営が可能であれば、農地を取得することができます。

反面、これまで経営面積が三十アールあれば農地を取得できましたが、これが取得後五十アール以上の規模にならない限りならぬように改められました。
2、投機を目的とする農地取得が禁止されます。
資産的所有を目的とする取得や投機の所有を目的とする取得を禁止し、取得された農地が効率的に利用されるようにするため通作距離などからみて適当でないと認められるような農地の取得は許可されないことになりました。
3、農協への経営委託ができます
農地法といっしょに農協法も改正されましたが、この改正によって、農協は組合員から委託を受けて農業経営をすることができるようになりました。組合員の要望にこたえて、受託した農地が高性能の機械等によって、効率的に利用され、集団的な生産組織が育成されることを期待しているものです。
4、農地の移動は村の農業委員会が許可します。
農地法の改正前は、農地を農地として権利移動する場合でも、知事の許可が必要でしたが、こんどは、他の市町村にまたがるものや農業生産法人の場合を除き、すべて村の農業委員会が許可することになりました。(農地を宅地など他の用途に転用する場合はいまままでどうり知事の許可を必要とします。)村の農業委員会はその他小作料の標準額を定めたり、農地の利用関係をめぐる紛争について和解の仲介をしたりすることに、それだけ農業委員会の責任の範囲が広がったといえましょう。

農地法の改正前は、農地を農地として権利移動する場合でも、知事の許可が必要でしたが、こんどは、他の市町村にまたがるものや農業生産法人の場合を除き、すべて村の農業委員会が許可することになりました。(農地を宅地など他の用途に転用する場合はいまままでどうり知事の許可を必要とします。)村の農業委員会はその他小作料の標準額を定めたり、農地の利用関係をめぐる紛争について和解の仲介をしたりすることに、それだけ農業委員会の責任の範囲が広がったといえましょう。

5、小作地の所有制限がゆるめられました。
離農しても、その所有者と相続人に限り小作地を所有することができる。小作料については従来の農地一筆ごとに最高額を定めて統制するという考え方は廃止されました。また小作人が承知すれば、その小作地を所有者において他人に売れることになりました。

新都市計画法との関係

現在、村において問題となっている「市街化区域」「市街化調整区域」ですが、この地域内では、農地の転用について、農地法の許可制にかわって「開発許可制度」が適用されます。つまり市街化区域での小規模な農地の転用は、村の農業委員会への届出だけになり、その他の場合は、知事の開発許可を必要とすることになります。
又、市街化調整域内の小作地については、

一切所有制限の対象から除外されることになりました。

完成待たれる道路舗装

九月定例村議会において議決された予算によりすでに着工した農道の舗装は築地新居開拓道路(延長二〇〇m)は完成し、一区岡畑一新田農道(延長八〇三m)も一月十七日完了いたしました。



又村道の舗装は西冬二区二号線(延長一五〇m)を昨年末完成し、その他の計画についても本月中旬入札を行ない、近く着工の予定であります。これら本年度の舗装が完成すると他町村に例をみないところの舗装率九〇%以上となり、自慢の道路整備になるものと思えます。

圃場整備 (築地工区) 完了近し

昭和四十五年度の圃場整備事業のうち、夏期施行としてすでに着工し、関係者より早期完了を望まれている築地工区については、幸いにも天候に恵まれ、工事も順調に進行して着工が遅れたにもかかわらず予定より早く、一月末には完了する見通しができました。

また引き続き実施予定の秋期施行事業



は河東中島工区約九ヘクタールで、この工区についても請負業者も決まり一月七日から着工し、現在三月下旬完了を目標に工事が進められております。

なお、上河東工区についても約五ヘクタール

村営住宅の払下げ

入居者の意見聴取

昭和三十四年の台風災害により家屋の倒壊した住民のために三十四年度と三十五年度の二ヶ年に建設した、災害公営住宅はすでに耐用年数二十年の二分の一を経過しており払下げ譲渡の対象となったわけです。

この折、入居者の中にも早期払下げの希望もあり種々検討した結果、これを払下げ

ることにし、先ず三十四年度建設の阿原団地の入居者に対し昨年十月第一回の説明会を開き協議を重ね、更に村有財産払下げ価格審査委員会の答申を得て払下げ価格を決定しました。

現在入居者において意見調整中でありますが近く払下げが実現するものと思えます。また、引き続き三十五年度建設の西条団

農業委員会委員

選挙人名簿調製

農業委員会等に関する法律施行令に基づき毎年一月一日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿の申請受付を行なっております。

申請用紙は、各農事組合長を適して農家には配布されており申請の期間内に申請するようお願いいたします。

選挙人名簿に登録される資格は、耕作面積が一〇アール以上で昭和四十六年三月三

地、飯喰団地についても昨年末入居者に集っていたき第一回説明会を開いております。これら入居者においては強い払下げの希望もあり、村も払下げを早期にすべく県とも合議し事務を進めております。

なお、この払下げにより生じた収入は、

次の住宅建設の経費に充当するものであり他の経費に充当できないという法規制もありません。

いずれにしても入居者の意見契約の出した時点で早期払下げを実施する方針であります。

土地や建物を売ったときの譲渡所得のあらまし

長期もついていた土地建物を売ったとき

土地や建物を売った場合、税金はどれほどかかるか、また長期間もついていた土地を売った場合と短期間しかもつていなかった土地を売った場合とは税金が大きく違うといわれるが、それぞれどう計算するのか、などという質問がよく聞かれます。一般に土地や建物などの資産を売ったことによる所得を譲渡所得といいます。昨年の税制改正で土地や建物などを売ったときの譲渡所得に対する課税のしくみが大幅に改正されました。

長期譲渡所得の税金は他の所得と分離して、その金額の大小にかかわらず売った時期によって左の比例税率で計算します。

譲渡の時期	所得税	住民税
45年中 46年中	10%	4%
47年中 48年中	15%	5%
49年中 50年中	20%	6%

特別控除額

土地建物等の長期譲渡所得の特別控除額は普通の場合は百万円です。しかし次のような場合には土地建物等の譲渡所得の特別控除額はそれぞれ次の通りの金額となります。

- 1、自分が住んでいる居住用財産を譲渡した場合、一千万円
- 2、取用などにより資産を譲渡した場合、一千二百万円
- 3、日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業のため土地等を譲渡した場合、六百万円
- 4、特定住宅地造成事業等のため土地を譲渡した場合、三百万円

短期譲渡所得のあらまし

短期譲渡所得の税金は短期譲渡所得を他の所得と分離し次の①②いずれが高い方の金額となります。

- ① 課税短期譲渡所得の四〇%
 - ② 普通の総合課税の方法で計算した場合のその譲渡所得に対する税額の一〇%増し
- この場合短期譲渡所得には長期譲渡所得の百万円控除にあたる特別控除はありません。
- しかし取用法などの特定の譲渡の場合には長期譲渡所得のところで説明した特別控除を差し引いた残額に右の税率を適用することになります。短期譲渡所得に対する住民税も所得税と同じように分離課税となっています。
- 短期譲渡所得については所得税の最低税率は四〇%、住民税二%となっていますから短期譲渡所得の最低五%から最高八%の税金がかかることとなります。

そこで土地や建物などを売った場合の譲渡所得の計算方法や申告の手続きなどを説明させていただきます。

国勢調査の結果

昨年十月一日、全国一斉に行なわれた国勢調査の本村における人口及び世帯数の概況がこのほどまとまりました。

それによりますと

村の人口は、五千六百六十二人、世帯数は一千三百六十八世帯という結果になり、前回実施された、昭和四十年の国勢調査に比べますと、人口が、二百二十五世帯と、何れも増加いたしました。

(S45.10.1現在)

部落名	世帯数	人口		計
		男	女	
西条一区	93	188	185	373
西条二区	290	531	566	1,097
清水新居	156	302	304	606
西条新田	50	105	104	209
押越	133	273	293	566
河東中島	152	331	335	666
紙渡阿原	82	173	192	365
築地新居	126	266	274	540
飯喰	141	283	313	596
河西	74	181	162	343
上河東	71	148	153	301
計	1,368	2,781	2,881	5,662

(続) 調停のしおり

三、調停を申し立てるには

調停の種類によって、それぞれ受け持ちの裁判所へ調停の申し立てをするわけですが、この裁判所へ申し立てたらよいかという事は、争いの対象になっている物の所在地や、相手方の住んでいるところなどを基準にして、きめることになっていきます。

しかし、当事者の合意によって便利な裁判所を選ぶこともできるようになっていきます。

さて、申し立てをするには、当事者の住所、氏名と、どのような争いについて、どのように調停してもらいたい、というこ

とを書いた申立書を裁判所へ出します。

もし、それができない場合は裁判所へ行って口頭で述べてもよいことになっていきます。そして収入印紙で一定の手料を納めます。

この額は次の通りで目的物の価額によって違いますが、それにしても訴訟よりずっと安い定めになっています。

四、申し立ての手数料(下表)

五、調停の進行

調停が申し立てられると、裁判官と民間から選ばれた二名の調停委員によって、調停委員会が開かれます。

調停の事項	手 数 料
1万円まで	60円
1万円を越え10万円以下	1万円ごと60円
10万円を越え50万円以下	1万円ごと40円
50万円を越える部分	1万円ごと20円
家事調停(6の場合)	1件 100円

(なお、この他に関係人を呼び出すための手数料などを支払うこととなります)

調停委員 井口久代

防犯連絡所と意見箱の設置

警察の民主化と官民一体の防犯をスローガンに全県下に防犯連絡所が設置され、本村にも合せて九〇ヶ所設置されて、昨年十一月一日から昭和村が南甲府警管内の防犯モデル支部に指定され、当局もこれに協力してまいっております。

その趣旨等については既に回覧文でご承知のことと思えますので改めて説明しませんが、要するに防犯に関係あることは細大もろさず連絡所へ伝えて頂ければ良いのです。しかしながら近所のこととか秘密的なこととかは話しづらいと思います。そんなことを一寸記して投函して頂くよう意見箱を各部落ごとに別記の場所へ設置してあります。

- 西条一区 妙源寺前
- 西条二区 三井猛雄方前通
- 公会堂(下切)前
- 公会堂(前切)前
- 斎藤佐内方前
- 清水新居 笹本照男方前

これは警察の部長さんが鍵を持っており、部長さんが巡視して集め開封致すことになっておりますから秘密は絶対守られます。なお役場に対する意見、要望等もありましたらこれをご利用頂ければなお有効だと思えます。

- 西条一区 妙源寺前
- 西条二区 公会堂(下切)前
- 公会堂(前切)前
- 斎藤佐内方前
- 清水新居 笹本照男方前

- 小田切 武方前
- 塩田十六方裏通り
- 公会堂前
- 有賀一雄方裏通り

- 押越 三神輝雄方前
- 中島 公会堂前
- 阿原 田中自転車店前
- 築地 公会堂前
- 飯喰 磯部 団方北通り
- 河西 河田達雄方前
- 上河東 公会堂前
- 萩原 寛方前

家事調停ではその二名の調停委員のうち一人はとくに女性の気持ちなどを理解するために婦人が選ばれるように扱われています。

やがて申立人と相手方に調停期日の知らせがありますから、その日に裁判所の調停室へ向きます。

そこで裁判官と調停委員が事件の内容をよく聞きませす。調停では本人が出頭することが原則となっています。

当事者というだけで内容がよく分らない時には第三者にきてもらうこともありますし、調停委員会が現場を見に行ったり専門家に鑑定を依頼するようなこともあります。

ここに家事調停事件では事情が複雑で人情の機微にふれることが多いものですから

事件の事情がよくわかったと、調停委員会としては、その解決のためにもっとも適当な方法を考えて当事者にすすめます。

このとき、調停委員はその事件の法律的な解決を考えるだけでなく、事情にかなうよう広く一般の習慣や常識もとり入れて当事者のために真に公平で正しい解決を見出すように努力するわけです。たとえば、すべ一時に支払わねばならないような借金でも、事情が許せば、分割して返すことにして、貸した方も借りた方も、都合よくくうような結果になることもよくあることです。(紙面の関係で次号につづく)

家事調停ではその二名の調停委員のうち一人はとくに女性の気持ちなどを理解するために婦人が選ばれるように扱われています。

やがて申立人と相手方に調停期日の知らせがありますから、その日に裁判所の調停室へ向きます。

そこで裁判官と調停委員が事件の内容をよく聞きませす。調停では本人が出頭することが原則となっています。

当事者というだけで内容がよく分らない時には第三者にきてもらうこともありますし、調停委員会が現場を見に行ったり専門家に鑑定を依頼するようなこともあります。

ここに家事調停事件では事情が複雑で人情の機微にふれることが多いものですから

明るい農村とゆたかな老後を 農業者年金 一月から発足

農業者の老後の生活の安定と、経営の若
がえり、経営規模の拡大をはかる目的でつ
くられたのが、この農業者年金です。

農業者年金基金は本年一月一日から保険
料徴収などの業務を開始しておりますが、
社会保障と農業近代化の両面をねらいとし
てつくられたもので、国民年金に上のせし
て仕込まれています。そのため、他の公的
年金より高率の国庫負担がなされ、きわめ
て有利な制度となっております。

基金は、年金業務と同時に離農給付金の
交付や離農者からの農地等の買入れ、売渡
し、融資等もあわせて行ないます。

一、どういう人が加入するか

経営面積が五十アール以上の農家の経営
主で国民年金に加入している人は、この年
金に当然加入しなければなりません。しか
し、将来農業を続ける見込みのない地域の
人や、体が悪い等で農業を続けられない人
は、基金に申し出て加入を免除してもらえ
ます。

また、五十アール以下であっても、三十
アール以上あって、温室やビニールハウス
をやったり、その経営に投下する労働力が
年間七〇〇時間以上であるような経営主
あるいは農業生産法人の常時従事者である
構成員で一定要件に適合する者。五十ア
ール以上の農家の後継者で一定の要件をみた
す者は、任意に加入することができます。

なお、加入者は、昭和四十六年一月一日
現在で五十五才をこえない人に限られます
二、年金はいくらもらえるか
大まかな給付月額を、別表によりおわか
りになると思いますが、もう少しくわしく

みておきましょう。

経営移譲年金は、六十才から六十五才に
なるまでと、六十五才以降の二本立てとな
っており、農業者老令年金は六十五才から
終身一本立てであります。

例えば、農業者年金の最低資格期間二十
年の人が、六十才で経営移譲すれば、経営
移譲年金一六、〇〇〇円(月額)の給付が
はじまり、その人が六十五才になると国民
年金、農業者老令年金と前述の経営移譲年
金の一割を合せて、合計月額一八、八〇〇
円が支給されることとなります。

三、いつから年金がもらえるか

農業者年金に加入してから二十年間保険料
を納めた人が農業経営を譲った場合、①六

十才までに移譲したときは、六十才から、
②六十才から六十五才になるまでの間に移
譲したときはその時点からそれぞれ経営移
譲年金が支給されます。

経営移譲をしなかった場合でも六十五才
になれば国民年金にプラスした農業者老令
年金が支給されます。

なお、三年以上保険料を納めた人が途中
で脱退したり、死亡した場合は納めた保険
料以上の一時金がもらえます。

四、保険料はいくらか

結論からいいますと当初の保険料は、月
額七五〇円です。もちろんこれは農業者年
金分だけですから、国民年金の保険料と合
せると、夫婦でちょうど二千元になりま
す。

主人の国民年金定額分 四五〇円

所得比例分 三五〇円

農業者年金分 七五〇円

妻の国民年金定額分 四五〇円

農業者年金に加入する場合は、国民年金
の所得比例制に強制加入となります。

五、離農給付金が受けられる

農業者年金に加入できない五十五才以上
の経営主、あるいは五十アール以下の経営
主などが離農した場合に受けられるもので
す。

つまり農業者年金基金で認める一定の要
件で脱退を処分した場合などに支給されま
す。

給付金の額は、五十五才以上の者で一定
の要件にあてはまるものは三十五万円、そ
れ以外の者は十五万円であります。

六、その他基金は、離農希望者の
農地等の買入れ、売渡しおよび
融資も行ないます。

「建国記念の日」

十一日は「建国記念の日」なんだか
ゴロがわるく、うっかり建国記念日と
読みがちがえそうです。

国民の祝日であるこの建国
念の日は建国をしのび、国を
愛する心を養い、国の発展を
期する祝日で昭和四十一年十
二月九日に決められました。

二月十一日という日は、戦前行なわ
れていた紀元節に当たります。そんな
ところから、この日が祝日と決まるま
でははずいぶん迂余曲折を経てきた
ことはご存知のとおりです。

給付の月額

加入期間		給付の種類			
		5年	20年	25年	30年
60~64歳 の給付	経営移譲を要件と する給付 A	円 8,000	円 16,000	円 20,000	円 24,000
	経営移譲(65歳まで) を要件とする給付 B	円 800	円 1,600	円 2,000	円 2,400
65 歳以 降の 給付	経営移譲の有無にかかわ らず行なう給付 C	1,000	4,000	5,000	6,000
	国民年金所得比例給付 D	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付 ※ E	6,000	9,600	11,200	12,800
	計 B+C+D+E ()内はC+D+E	8,700 (7,900)	18,800 (17,200)	22,700 (20,700)	26,600 (24,200)

(注) ()内は経営移譲しなかった人
※国民年金定額給付は36年発足のため、加入期間に10年分を加えて計
算されている。定額分は、25年拠出(最低資格期間)で月額8,000円
30年で9,600円、35年で11,200円、40年で12,800円となる。
〔算式〕(納付月数×320円)=給付年額

季節の話 節 分

むかしは四季の移り目を、それぞれ節分
といっていたようですが、今日では立春の
前日、つまり二月三日を節分と呼んでいま
す。

冬の季節から春の季節に移る分岐点とい
う意味で、地方によっては「せつがわり」
といっているところもあるようです。
節分の夜「福はうち、鬼はそと」と景気
よくなりながら豆をまく習慣は、また各
地で盛んに行なわれています。

ぶつけて追っばらうんだよ、と教えられ
空が暗くなるのを待ちかねて、なんべんも
戸外のようにすをうかがった思い出をお持ち
のかたも多いでしょう。

節分は、寒三千日が終わって長い冬から
春になる、つまり立春の前日ですから、一
年の終わりとされ、とくに重んじられてい
たようです。豆まきも一種の年越し行事で
その豆を「年の豆」と呼び、その行事をす
る人を「年男」と呼びました。

子とこのころ、今夜は鬼が来るから豆を

国民年金 支給せまる

はやいもので、掛金をかける国民年金が昭和三十六年からスタートしてから、やがて十年になろうとしています。

国民年金もこの十年間改善の手が加えられ、大きく成長してきました。

この制度が満了した昭和三十六年に、すでに一定以上の年齢に達していた人々のためにいくつかの特例制度があります。そのひとつに、当時五十才から五十四才までの人（明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日までに生まれた人）は、希望加入のみちがひかれました。その人々のなかで、当時五十四才で加入した人は、はやくも昭和四十六年四月から老齢年金が受けられることとなります。

この表は支給額対比表です。

昭和四十六年度農村民税の申告

告知板
きたる三月十五日（月）が四十六年度農村民税の申告期限になっておりますので、お忘れにならないよう全戸申告して下さい。

なお、申告用紙はおつて配布し、後日納税組合長会議を開催し申告の説明をいたします。

1月31日は知事選挙投票日です。皆んなそろって投票しましょう。

選挙人名簿登録者数 46,115 現在

	男	女	計
第一投票区	551	574	1,125人
第二投票区	741	779	1,520人
第三投票区	559	636	1,195人
合計	1,851	1,989	3,840人

国は明るく選挙は清く
自治も選挙も真心一つ

老 齢 年 金 (10 年 年 金) 支 給 額 対 比 表

	繰上げ支給年齢及び支給額												定時支給年齢及び支給額		備 考
	60才以上—61才未満 (支給割合 58%)		61才以上—62才未満 (支給割合 65%)		62才以上—63才未満 (支給割合 72%)		63才以上—64才未満 (支給割合 80%)		64才以上—65才未満 (支給割合 89%)		65才 (支給割合 100%)		支給年数	支給額	
	支給年数	支給額	支給年数	支給額	支給年数	支給額	支給年数	支給額	支給年数	支給額	支給年数	支給額			
60才	1	34,800													
61	2	69,600	1	39,000											
62	3	104,400	2	78,000	1	43,200									
63	4	139,200	3	117,000	2	86,400	1	48,000							
64	5	174,000	4	156,000	3	129,600	2	96,000	1	53,400					
65	6	208,800	5	195,000	4	172,800	3	144,000	2	106,800	1	60,000			
66	7	243,600	6	234,000	5	216,000	4	192,000	3	160,200	2	120,000			
67	8	278,400	7	273,000	6	259,200	5	240,000	4	213,600	3	180,000			
68	9	313,200	8	312,000	7	302,400	6	288,000	5	267,000	4	240,000			
69	10	348,000	6	351,000	8	345,600	7	336,000	6	320,400	5	300,000			
70	11	382,800	10	390,000	9	388,800	8	384,000	7	373,800	6	360,000			
71	12	417,600	11	429,000	10	432,000	9	432,000	8	427,200	7	420,000			
72	13	452,400	12	468,000	11	475,200	10	480,000	9	480,600	8	480,000			
73	14	487,200	13	507,000	12	518,400	11	528,000	10	534,000	9	540,000			
74	15	522,000	14	546,000	13	561,600	12	576,000	11	587,400	10	600,000			
75	16	556,800	15	585,000	14	604,800	13	624,000	12	640,800	11	660,000		平均余命(男)	
76	17	591,600	16	624,000	15	648,000	14	672,000	13	694,200	12	720,000			
77	18	626,400	17	663,000	16	691,200	15	720,000	14	747,600	13	780,000			
78	19	661,200	18	702,000	17	734,400	16	768,000	15	801,000	14	840,000		平均余命(女)	
79	20	696,000	19	741,000	18	777,600	17	816,000	16	854,400	15	900,000			
80	21	738,800	20	780,000	19	820,800	18	864,000	17	907,800	16	960,000			
平均で給する額	男	1,520	528,960	1,450	565,500	1,382	597,024	1,315	631,200	1,251	668,034	1,188	712,800		
	女	1,842	641,016	1,762	687,180	1,684	727,488	1,606	770,880	1,530	817,020	1,456	873,600		

スキー講習会

昭和休協によるスキー講習会は年々好評を拍しており、今年で八回目を数えております。

社会体育の必要性が叫ばれ、健康づくり運動が活発化の傾向にある今日、ウィンタースポーツの花形ともいえるべき、スキーを自分自身の健康づくり、体力づくりのためにやってみてはいかがでしょう。

老若男女を問わず、誰でも参加できます。

なお婦人および初心者には特に歓迎いたします。

☆期日 第一回目 二月九日 (火)
第二回目 二月十四日 (日)

☆場所 車山高原スキー場

参加希望者は、経費六〇〇円を添えて一月二十八日までに教育委員会へ申し込んで下さい。定数になつた場合は締切り日までも打ち切らせていただきます。

▽▽▽▽▽
あ と が き
▽▽▽▽▽

新しい一九七一年を迎え広報担当の企画室は、今年こそ村民の皆さんに喜ばれるような充実した内容の広報を発行するよう勉強したいと、はりきっていますのでどうぞよろしくお願いします。